



# 筑紫女学園大学リポジット

## Systematization of Terminology in Official Regulations

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小野, 望, ONO, Nozomi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/245">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/245</a>

# 規定用語の体系化

小 野 望

## Systematization of Terminology in Official Regulations

Nozomi ONO

### はじめに

本稿は、ビジネスモデリング手法による大学組織記述の提案<sup>1)</sup>を受けて、実際の規定整備作業を検証し、特に規定用語の体系記述の観点から、モデリングによる組織記述の有用性について論ずるものである。

### 1. 規定整備

#### 1-1 規定整備の必要性

本稿で言う「組織」は、辞書で「一定の目標があり、成員の地位と役割とそれに応じた責任が決められているような人々の集合体。また、それを組み立てること。広義には一定の機能をもちつつ、全体として結合を保っているものをいう。」(日本国語大辞典：小学館)と定義されるものである。組織は自らの「目標」「目標達成のための事業」「成員の地位・役割・責任」などを規定する文書(以下「規定」と称する。)を持つ。

規定は、組織内で成員が活動するために共通して認識しておくべき事柄を網羅していなければならない。したがって、組織の大きさ、複雑さに応じて、規定の数は膨大となる<sup>2)</sup>。組織が大きく複雑であればあるほど、その(膨大な)規定は合理的に整備された体系を持っていなければならない。なぜなら、規定は組織を記述するものである以上、その体系の不整合は組織の構造的欠陥と連動する可能性が大きいからである。

#### 1-2 規定整備作業のカテゴリー

規定整備とは、具体的にどのようなことをするのか。次のカテゴリーに分けて考察する。

- (a) 用語の統一
- (b) 構文の統一
- (c) 配列の整序

これは、まさに「語 文 文章」という言語の階層と対応するもので、一見形式的な整理だけを取り上げているように見えるかもしれない。だが、言語が、結局のところそれが表現する意味と論理

から離れては論じられないのと同じように、規定の形式的な整合性は、規定の内容的な構造的性＝組織構造の整合性と密接に関わってくるのである。

### 1-3 用語のカテゴリー

(a) 用語の統一と言っても、「用語」自体が一様ではない。規定文を考えると、これを次のカテゴリーに分けることができる。

- (d) 組織名称
- (e) 組織用語
- (f) 構文用語

(d) 組織名称は、組織が「特に指定すべき組織内外のもの」(オブジェクト)の名称として定義したものである。国家組織における、「衆議院、内閣総理大臣、国際連合」などがそれであり、固有名詞的な性格を持つ。定義された以上、それ以後の規定で別の名称を使うことは許されない。オブジェクトは組織の構成要素として当然構造化されていなければならない、(d) 組織用語はそれに対応した体系をなしているものである。

(e) 組織用語は、一般的な語彙を、規定において意味を限定して用いるもので、例えば「支給する、交付する」の使い分けを厳密に適用するなどのことがこれにあたる。特定の意義付けをしている以上、統一性を保つことが要求されるが、実際には用法が混乱して、その意義付けが曖昧になってしまうことが生じやすい。

(f) 構文用語は、(d)(e)以外で規定文を構成する用語を整理したものである。この整理とは、一般的に通用する語のうち、社会通則上規定文に使用できるもの<sup>3)</sup>から、更に規定に使用する用語の候補を組織が選んで集約するということである。整理はなぜ必要なのか。抽象的に言えば、規定は厳密な表現を必要とするからである。

「社会通則上規定文に使用できるもの」には、類義的な表現が多数存在する。例えば次の組み合わせでは90通りの文ができる。

問題が	（おきた 起きた 起こった 生じた 発生した）	（とき 場合 際）	は、	（速やかに 早急に）	（対処する。 処置する。 措置を講ずる。）
-----	-------------------------------------	-----------------	----	---------------	-----------------------------

これは、ただ形式的に整理されていなくてみっともない、というだけの問題<sup>4)</sup>ではない。(e) 組織用語に混乱を生ずる原因になりうるのだ。(e)において類義的な表現が存在する場合というのは、その違いがはっきり認識され意図的に区別して適用されるのであった。(f)の類義表現を放置すると、「速やかに」と「早急に」は速さの程度が違うのだろうか((e)なのではないか)、と悩まねばならなかったりする。厳密に区別しなければならない(e)の類義表現が、規定上無意味な類義表現間のニュアンスの違いの中に埋没してしまうことになりかねない。規定文では、読む人

によって解釈が異なるような危険性を極力排除しなければならない。そのために、(d)(e)はもちろん、より一般的な(f)構文用語についても十分な吟味と整理が必要となるのである。先の例では、組織内のどの部署が作成しても、同じ文になるよう(f)の用語使用をシステム化する必要があるということである。

#### 1-4 構文の統一

これは、上記(f)と重なってくる面があるが、それ以外に、「語順」「能動/受動」「肯定/否定」などが(b)構文の統一の検討事項となる。

[いつまでに][何を][誰に]提出しなければならない。：[ ]の順番

学長が委嘱した委員/学長により委嘱された委員

教授会の議を経て改正する。/教授会の議を経なければ改正することはできない。

#### 1-5 配列の整序

(c)配列の整序は、次の二つのレベルを考慮することができる。

(g)条文配列

(h)規定配列

(g)条文配列は、まずどのようなまとまりで「条」を構成するか。その「条」をどう配列するかということである。例えば委員会規定において、「委員の任期」を独立した条とするか、「構成員」の条の中の項とするか。「審議事項」「構成員」それぞれの条の順番をどうするか、といったようなことだ。「条」を構成する場合、(e)組織用語を使用して見出しをつけるというルールを定めておけば、その規定内の論理分析も容易であるし、類似・関連規定との間の整合性も検証しやすい。見出し用語も含めた条文配列の基本原則テンプレートを準備するのが有効である。

(h)規定配列とは、組織全体の規定を集約した規定集を編纂するような場合、規定をどう配列するかということである。規定集の章立てとその配列も、ここに含む。例えば、制定順による配列などでない限り、規定集の構造は、その組織がどういう組織であるかということとともに、みずからをどう認識しているかということをも示す重要な指標となる。実際に組織の規定文書の整備を行う場合、(h)規定配列は必ず検証しておかなければならない点である。

以下、上記規定整備作業カテゴリーのうち、主として(a)用語の統一について考察を加える。用語のうち特に(d)(e)のカテゴリーが、規定整備の目的である組織の合理的な構造化と密接な関係を持つからである。

## 2．法令の用語

国の規定である「法令」は、どのような方針で整備されているのか。ここでは、主として用語に関するルールを検証し、そのルールがどのように適用されているかを考察する。

### 2-1 法令整備のシステム

法令のうち、内閣が提出する法律案については、すべて内閣法制局が審査をすることとなっている。その審査の観点について、ホームページ上には次のように記載されている。(http://www.clb.go.jp/law/11.htm 法律ができるまで / 内閣法制局における審査。(1)～(4)の符号は筆者が付記。)

内閣法制局における審査は、主管省庁で立案した原案に対して、

- (1) 憲法や他の現行の法制との関係、立法内容の法的妥当性、
- (2) 立案の意図が、法文の上に正確に表現されているか、
- (3) 条文の表現及び配列等の構成は適当であるか、
- (4) 用字・用語について誤りはないか

というような点について、法律的、立法技術的にあらゆる角度から検討します。

(1)～(4)は、次のように性格づけることができる。

- (1') 全体の法体系との整合性に関する配慮
- (2') 主としてその法案自体の内容に関する吟味
- (3') 表現・配列等の形式に関する体系との整合性に関する整理
- (4') 基本的な日本語のルールに関する確認

(1')(2')は、内容的に法体系の中での位置付けを審査する観点であり、(3')(4')は、法令としての形式上の体系性を審査する観点である。

ここで取り上げたいのは、後者の観点のうち用語の整理に関わる部分である。なお、法令のうち法律でないもの(政令・省令その他)は、この審査を受けるのかどうか不明だが、ここでの審査ルールは政府組織全体のルールとして当然適用されている(べき)ものとして考える。

### 2-2 法令の用字・用語整備のルール

内閣法制局という専門のシステムによって整備されているはずの法体系だが、(3')の表現及び(4')に係る形式的なものに関して、不整合に見える部分を含んでいる。それは次の2の場合である。

1は、現行の法体系が100年以上の蓄積によって成り立っていることから生ずるものだ。前出のデータベース(注2参照)に現れる現行最古の法令は、1872(明治5)年の太陽暦に改暦する太政官布告で、次のような文語体の漢字片仮名交じり文である。

一 今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成侯二付来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事

このように、改正されずに今日に至っている法令は、古いスタイルのままの用字・用語・構文で現代のルールで作成されたものと並んでいる。改正が行われる場合でも次のような取り扱いとすることが定められている。

文語体・かたかな書きを用いている法令を改正する場合は、改正の部分が一つのまとまった形をしているときは、その部分は、口語体を用い、ひらがな書きにする。〔公用文作成要領〕新たに法律又は政令を起案する場合に別紙「法令における漢字使用等について」によるのももちろん、既存の法律又は政令の改正について起案する場合（文語体の法律又は勅令を文体を変えないで改正する場合を除く。）にも、同様とする。したがって、改正されない部分に用いられている語と改正すべき部分に用いるこれと同一の内容を表す語とが書き表し方において異なることとなっても、差し支えない。〔法令漢字使用〕

（法令等を略称するときは凡例に従い、〔 〕で示す。）

次の2点を確認しておきたい。

ア．法令文作成のための用語用字・文体・書き方などについて、明文化されたルール<sup>5)</sup>が定められていること

イ．文体・用字については、全体を統一するための改正を行わないこと

ア．は、まさに規定の体系性を示すもので、憲法のように組織そのものの重要な根本則を定めるものもあれば、用語・用字のような形式的な基本則を定めるものもあるということだ。この場合は、日本語としての社会的な通則（例えば、法令の文章に「やっぱり」「みたいな」は使わない、というような常識と言われるものも通則である。）の上に、「現代仮名遣い」「常用漢字表」のような法体系の中に位置づけられた社会一般に適用する規則<sup>6)</sup>に加えて、法体系を整えるためにより精密な用字例や用語集<sup>7)</sup>を持つという形である。

イ．は、改正の手続などを考えれば当然の現実的対応であるが、この結果、例えば「改正されない部分に用いられている語と改正すべき部分に用いるこれと同一の内容を表す語とが書き表し方において異なる」という不整合が起こる。だが、その不整合は「差し支えない」と規定されることによって、体系の中に収まっているわけである。

2は、特に用語に関して、ルールが不明確なことから生ずるものである。〔公用文作成要領〕には次のような項目（5）があり、

- ・特殊なことばを用いたり、かたくるしいことばを用いることをやめて、日常一般に使われているやさしいことばを用いる。
- ・使い方の古いことばを使わず、日常使いなれていることばを用いる。
- ・同じ内容のものを違ったことばで言い表すことのないように統一する。（以上、第1用語用字について）
- ・文語脈の表現はなるべくやめて、平明なものとする。（第2文体について）

注や例(6)も示されている((5)(6)とも抜粋)

- ・稟議 申請 措置 処置・取り扱い 充当する あてる
- ・拒否する 受け入れない はばむ さまたげる
- ・ますが, まするけれども ますが, ますけれども
- ・打ち消しの「ぬ」は, 「ない」の形にする。「ん」は, 「ません」のほかは用いない。「せねば」は, 「しなければ」とする。
- ・ごとく・ごとき のような・のように
- ・「おもなる・必要なる・平等なる」などの「なる」は, 「な」とする。ただし, 「いかなる」は用いてもよい。
- ・「べき」は, 「用いるべき手段」のような場合には用いてもよい。「べく」「べし」の形は, どんな場合にも用いない。「べき」がサ行変格活用の動詞に続くときには, 「するべき」としないで「すべき」とする。

具体的に規定され, 前述のように更に増補した用語集が存在するわけだが, それでも新規・改正法令の全ての用語の統一を図るには不十分である。試みに先の法令データ提供システムで検索してみると, 次のような例を拾うことができる。いずれも常用漢字表に関する各種通知(1981(昭和56)年10月1日)以降で, 新規法令または改正部分においてその語を使用する法令数である。

させる : 1099	せしめる : 1
なした : 8	なしたる : 1
生じる : 107	生ずる : 407
主な : 82	主たる : 705
することができる : 1791	しうる : 30
国内及び国外 : 6	国内外 : 3

例えば, 「せしめる」は1967(昭和42)年を境にほぼ姿を消していたが, 2001(平成13)年に1例現れている<sup>8)</sup>。これなどは, 「かたくるしい」「使い方の古い」「文語脈」に当てはまると思うが, 日本語として誤りというわけではないから, (4)の審査をかいくることができたのだろう<sup>9)</sup>。

「せしめる・なしたる」以外は, ごく普通に現代の文章の中で使われているもので, 社会通則上認められたものと言うことができそうだ。とは言うものの, 同一規定や関連規定の文章中に両用されていれば違和感が生ずるわけで, その範囲ではチェックの対象になっているはずだ。

要するに, (6)のように具体例で示されたルールは機械的にでも適用できるが, (5)のような方針的なルールでは社会通則を越えて統一を図るのは難しいということである。

### 2-3 用語の種類(d)(e)(f)との関係

ところで, (5)に「同じ内容のものを違ったことばで言い表すことのないように統一する」とある。同項目で例示されているのは, 「提起・起訴・提訴 口頭弁論・対審・公判」のようなもの

であり、「生じる / 生ずる」のような用語を統一させるための項目ではなく、1-3 (d) 組織名称にあたる用語の統一を意図する項目であると考えられる。実際、組織として定義することが必要な用語については、各法令の中で個別に定義されている<sup>10)</sup>。

これを含め、上記法令整備のルールに見られる用語の構造は、次のように整理することができる。すなわち、

社会通則として規定文に使用しうる語

(6') 公用文全般に使用すべきものとして規定された語

(d) 特に組織が定義する名称等の語

のようであって、このうち(d)の体系が組織の構造と連動して整っていないなければならないことは、1-3 で述べた通りである。

さて、この三者のうち、法令を整備する際に有効に働いているのは、(6')と(d)である。だが、実際にある規定体系の表現を統一されたものとするためには、1-3 に示した(e)組織用語・(f)構文用語の概念が必要である。(e)(f)とも・社会通則と(6')公用文用語の中から選ぶことになるが、ただ選んで辞書を作るだけでは不十分である。このことについては4.で述べる。

### 3. 規定整備の事例

ここでは、過去2年間に関与した大学における規定整備の事例を紹介して、その手法について検討する。

#### 3-1 学部長会の設置

本学の運営上の重要課題として、意志決定を明確に行い、決定事項を確実に執行していくシステムの構築があった。このため学長は「学部長会」を設置し、全学的な視点を持つ合議的な執行機関として位置づけた(2003(平成15)年)。以来、学部長会は全学の構造的な見直し・整備と、それに連動する規定の整備に当たっている。

この「学部長会の設置」を中心に、組織の構造化 = 規定の体系化 = 用語の整備((a)用語の統一)について見てみよう。新たな機関を作るということは、全体組織図のどこかに書き加えれば済むというような問題ではない。その機関が、それまで大学が持っていなかった全く新しい機能を有するものである場合でも、既存機関との関係を生じ、全体構造を変えることとなる。

「学部長会」設置の前後で、本学の全学的な意志決定及び執行に(幾分かでも)関わる機関は次のように対比することができる。

1. は大学・短大間の運営の円滑化のために設けられていたが、実際にはほとんど開催されなかったから、設置前においては、学長の諮問機関としての2. 教授会だけが全学的な意志決定に関わっていたことになる。また、教員と並んで大学運営の重要な執行者である事務職員は、役職者が教授会に同席しているだけで、例えば事務部署間の運営調整を議するような場すら組織上は準備されて



設 置 前	設 置 後	構 成 員 (参加者)
	3. 学部長会	学長・副学長・学部長・事務長
	4. 部課長会議	[学部長会]・教育管理者・事務局課長
1. 教学関係運営協議会	5. 教学運営協議会	[学部長会]・教育管理者・学科長
2. 教授会	6. 教授会	教員・(事務長・事務局課長)
	7. (全学協議会)	[部課長会議]・学友会役員他の学生

いなかった。

4～7. は、3. 学部長会と同時に設置されたものである。各機関の機能は、それぞれの規定で下記のように定められた。

3. 全学的事項について審議決定。
4. 全学的な管理運営・業務計画及び各部署間の連絡調整等について審議。
5. 全学的な教学関係事項について、学長の諮問に応じて検討審議。
6. 大学・短大毎に教学関係事項について審議。
7. 全学的な運営に関し、学生が申し入れた事項について協議<sup>11)</sup>。

これらのことから明らかなように、「学部長会」の設置は、これと連動するいくつかの会議を増やしたというような次元のものではなく、本学全体の意志決定及び執行に至る構造を明示化することによって、大学組織の機構改革（構造化）を図ったものなのである。すなわち、下記のような構造である。

3. 意志決定・執行機関
4. 事務職員を含む執行・調整機関
5. 教学関係の意思統一、執行・調整機関
6. 教学全体の審議機関
7. 学生との協議機関

そして、「構造の明示化」とは、これらの機関を設置することと共に、それぞれの機能・位置づけが明確に規定化され、その規定が適切に配列されることなのである。

機関を設置すれば、その名称が本学の（d）組織名称に加わることとなる。また、ここに示した中では、「決定」「審議」「検討」「協議」などの語は、これら機関の位置付けを明らかにするために、意図的に使い分けられているもので、本学の（e）組織用語である。

（d）は、言わば固有名詞であるから、いったん規定上で定義されれば用語として継承されていく。問題は（e）で、これは放置すれば意味づけが不明になる危険性が大きい<sup>12)</sup>。これをいかに整理し、活用するかについては4. で述べる。

### 3-2 委員会規定

従来、大学・短大のそれぞれが持っていた教務などの委員会を、今年度から一本化して運用することとした。そのため、16規定の廃止と15規定の制定または改正を行ったが、その機会にこの部分

の規定整備を図った。以下、その一部を紹介し、( a ) 用語の統一の事例とともに ( b ) 構文の統一、( c ) 配列の整序について触れてみよう。

この改正の要点は、「委員会」を次のように位置づけたことである。

- ( 7 ) 全学の運営を円滑に行うために、大学運営主題を分割して各部等の部署を置く。各部署は部長が統括する。
- ( 8 ) 各部署の運営主題を円滑に遂行する運営・執行機関として委員会を置く。そのため、事務を構成員とする。
- ( 9 ) 各部署には主たる委員会があり、これに加えて部署の運営主題を分割した下位機構としての主題別委員会を置くことがある。  
主たる委員会の設置根拠は学則とし、主題別委員会は主たる委員会によって設置されるものとする。
- ( 10 ) 重要な審議事項については、教授会への提案・報告に先立って学部長会または教学運営協議会の了承を得る。

この要点との関連で、( e ) 組織用語として意図したのが、次の例で傍点を施した語である。また、次の例はいずれも構文テンプレートとなることを意図して、ほとんどの委員会規定での統一を図った条文である。は主たる委員会、は主題別委員会のもの。

カ 本委員会は、 に関する事項について審議し、 部所管業務の円滑な執行を図ることを目的とする。

本委員会は、 部所管業務のうち、特に に関する事項について審議し、その円滑な執行を図るために設置する委員会である。

キ 委員長は、 部長の求めに応じて (主たる) 委員会及びその他の 部関係委員会に出席し、その審議に参与することができる。

ク 部長が必要と認めるときは、関係委員会の委員及びその他の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

ケ 本委員会は、主として次の各号に掲げる事項について審議し、計画立案する。

コ (審議事項の1) 部関係委員会の連絡調整に関する事項

サ (審議事項の1) 部関係の規程類整備及び委員会構成に関する事項

シ ……本学教授会に提案又は報告を行う。その際、特に重要な事項については、あらかじめ学部長会又は教学運営協議会の了承を得るものとする。

カ「円滑な執行」には「一体的な運用」や「全学的な取り組みを促す」などのバリエーションがある。ケとともに、委員会が具体的に「運営」「執行」などの業務に当たるものだという位置付け( 8 )を意識した用語である。キ・ク・コ・サ(委員会構成)は、部署内の委員会の階層構造( 9 )を意識したものであり、サ(整備)シは、全学的な視点についての配慮( 10 )を意識したものである。

このほか、「所管業務」「教職員」「聴く」「次の各号に掲げる事項」などは、学園規定の用語・用

字に倣ったもので、( f ) 構文用語とすることができる。

また、形式的な整備として、かなりまちまちであった条文配列を統一した。おおむね次のようだが、これも条文配列テンプレートとなることを意図したものである。

第1条 設置・目的

第2条 構成 委員構成・人気・構成員以外の出席

第3条 会議 開催・議長・成立

第4条 審議事項 審議事項・報告提案

第5条 事務 委員会事務所管

第6条 改廃

委員会の位置づけは、改正前は全く異なっていた<sup>13)</sup>。すなわち、教授会が設置するもので、ほとんどの委員会は「……審議することを目的」としていたり、「……審議検討する」ものであったり、目的が書かれていなかったりという状態であった。

そのこともあってか、本学の規定集には「第1章 学則」に続いて「第2章 会議・委員会」という章があり、そこで教授会規程の後に各種委員会の規定が並んでいる。しかも、その配列は、途中までは意味がありそうだが、そこから後は制定順に追加していっただけのようだ。ともかく、教務委員会の規定が教務の章に無いという形である。これでは、委員会は会議する「だけ」、運営・執行する教務部は別、という位置づけのようにも見えてしまう。

このことは、規定配列の構造化という点で、以前から問題視されていた部分の一つであったが、今年度の規定整備作業として、大学規定全体の配列について章立ての変更も含む大幅な見直しを行い、各委員会の規定はそれぞれの業務部署の章に収めることとした。

委員会の位置付けを見直し、それを意識した「( d ) 組織名称」「( e ) 組織用語」と吟味した「( f ) 構文用語」を使用して規定文を整備して「( g ) 条文配列」を行い、規定集の「( h ) 規定配列」を整序することによって作業が完結したわけである。

## 4．用語の体系化とモデリングの手法

最後に、規定用語の体系化と、それを利用する手法について考察する。

### 4-1 用語体系化の作業

上記事例の規定整備の過程で整理した( e )( f ) は、そのままでは未整理の規定用語の中に埋没してしまうことは先に述べた。その回避策は二つある。

一つは、整理した用語の概念を含む現行全ての規定の用語を整理し直すこと。こうしておけば、次に規定作成作業をするとき、どの規定をテンプレートにしても、概念区分が保たれるはずだ。だが、これは作業として現実的でない上に、次の作成者が用語に無頓着だと効果はない。「一部分が整理されている」だけでは継承性は望めない。

いま一つは、この機会に全体的に必要な用語をリストアップし、(d)(e)(f)を構造的に記述して体系化することだ。同時に、(b)構文統一と(g)条文配列を意識したテンプレートを準備し、規定作成者は用語集とテンプレートによって作業を行うこととする。更に現行規定を検証して、重大な不整合については一括改正する。

「たかが規定ましてや用語」というような感覚でできる作業ではないが、組織の構造改革を行おうとするような機会があれば、その作業と連動して　と言うよりも、構造改革の作業そのものとして行うことができる。

用語を体系化するためには、一貫した方針の下での集中した作業が必要である。(d)組織名称は、現行規定から抽出し、組織の構造に従って構造的に記述する。(e)組織用語と(f)構文用語は、現行規定を無視して全く新たに構築する。現行規定の用語を分析して取捨選択するより、格段に効率的であるし、方針の一貫性を保ちやすい。

ただし、ある組織名称の「振る舞い」や他の組織名称との「コミュニケーション」などを表す用語で、現行規定で定着しているものがあれば(d)記述の際に留意しておき、合理性を検証した後(e)に収める。現行の用語に対する配慮は、この程度で充分である。現行用語が既に整ったものであれば、これを無視して新たに用語体系を構築しても、結果的に現行に近いものになる可能性が高いし、未整備であれば(それを許している組織では)よほど定着している用語を除いては、新たな用語が使われても注意もされないことが予想できるからである。

#### 4-2 用語の体系記述とモデリング

どのように記述し、どのように適用するか。

従来的な記述方法としては、(d)の構造的性、(e)の概念区分、(f)の使用法を充分に解説した用語集に、(e)(f)を使用して(b)構文ルールに従ったテンプレートを加えた辞書的な形が想定できる。

だが、より有効な記述方法として、モデリングの手法が考えられる。重ねて述べてきたように、用語は組織と連動した構造的性を持つ以上、例えば次のように図式化(モデリング)した記述を行うことが、その体系の全体像を自らの実感として理解するために極めて有効である。

(d)は組織図のように図式化するのが有効である。ある組織名称は複数の他者との間に、様々な異なった方向性を持つコミュニケーションを結んでいるから、全体組織図は立体的なものとなる。

(e)はそれぞれ異なる次元の意味づけを持っている。そのかなりの部分は、(d)の振る舞いやコミュニケーションに関わるものであると考えられるから、その振る舞い・コミュニケーションのパターンを分類し、パターン毎に属する(e)とそれぞれが対応する(d)とのリンクを表したフローチャートのような図式が有効である。

また、ここで分析したコミュニケーションパターンは、(d)組織図の各組織名称間を結ぶコネクターを記述するものとなる。

( f ) は「構文用語」であるから、( b ) 構文ルールの記述を行った上で、それにあてはめたテンプレートを作成する。( f ) に含まれる振り舞い・コミュニケーション用語は、( e ) と同様に図式化する。

モデリングの手法を適用すれば、規定の遺漏や重複、整合性についての検証を自動的に行うことも可能であるという。( d ) を漏れなくモデリングすることによって、規定化されている組織構造が明らかになる。これを現実の組織実態と照合することによって、規定の齟齬や不備または組織の不整合などを明らかにすることができる。手掛かりもないまま組織実態を観察してその不備を発見しようとするよりは、格段に効率的である。

用語の体系化という作業が、組織の全体把握を容易にさせ、それを以て組織運営の適正化・効率化に資することを目的とする以上、従来の手法としての辞書の整理にとどまらず、モデリングして整理することまでを目標とすべきであろう。

### 凡 例 ( 参考法令等略称 )

公用文作成要領：「公用文作成の要領」1952 ( 昭和27 ) 年 内閣官房長官依命通知

法令漢字使用：「法令における漢字使用等について」1981 ( 昭和56 ) 年 内閣法制局通知

公用文漢字使用：「公用文における漢字使用等について」1981 ( 昭和56 ) 年 内閣法制局通知

常用漢字表：「常用漢字表」1981 ( 昭和56 ) 年 内閣訓令

現代仮名遣い：「現代仮名遣い」1986 ( 昭和61 ) 年 内閣訓令

### 注

- 1 ) 「UML による大学組織モデル化と規定文自動生成」持尾弘司，筑紫女学園大学紀要第17号2005 ( 平成17 ) 年
- 2 ) 例えば、日本国という組織の規定について、総務省の法令データベースだけでも、憲法・法律・政令・勅令・府令・省令を合わせて7,500以上の法令が提供されている。( <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>, 2005 ( 平成17 ) 年9月4日現在 )  
本学は、大学・短大だけで約150の規定を持っているほか、適用される法人の規定が50ほどある。
- 3 ) 一般に改まった文章語として認識されているもの。「けど」や「しちゃった」のような口語的性格が強いものは適用できないということについては、社会通則として共通認識があるだろうが、例えば「けれども」はどうだろうか。一々の語認識に関する個人差が影響してくる余地がある。
- 4 ) 規定の品格 ( = 組織の性格とも見ることができる ) という考えれば、これだけでも十分に整理が必要な理由になると思うが。
- 5 ) 公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、特に次のような点について改善を加えたい。〔公用文作成要領 / まえがき〕  
昭和56年10月1日付内閣訓令第1号「常用漢字表の実施について」が定められたことに伴い、今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等は、下記によることとする。なお、「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」( 昭和48年6月18日事務次官

等会議申合せ)は、廃止する。〔公用文漢字使用〕

昭和56年10月1日付け内閣訓令第1号「『常用漢字表』の実施について」により、各行政機関においては、同日付け内閣告示第1号の「常用漢字表」を漢字使用の目安とするものとされ、同日事務次官等会議で「公用文における漢字使用等について」の申合せがされたので、当局において、法令における漢字使用等について検討した結果、従前の「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」に代えて、別添により実施することとしたから、通知します。〔法令漢字使用〕

- 6) この仮名遣いは、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころを示すものである。〔現代仮名遣い/前書き〕

この表は、法令・公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。〔常用漢字表/前書き〕

- 7)〔公用文漢字使用〕・〔法令漢字使用〕がその用字例・用語集であるが、更にこれらに基づいて文化庁が編纂した「公用文の書き表し方の基準(資料集)」の中に「文部省用語用字例」などがある。

- 8)「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定文中「我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。」とある。これは条文に先立つ制定文中の使用ということで、思い入れのこもった表現ということなのだろうが、「させる」としても一向に構わない。ちなみに「ようやく」も、全データ中の孤例である。

それにしても、本稿とは別の課題だが、この一文の長さも問題で、「文章はなるべくくぎって短くし」〔公用文作成要領〕という基準に違背している。これらシンタクスないしコンテキストに関する問題は、別に考察したい。

- 9)「ことができる」と言うよりは「ことがある」とすべきかもしれない。法令が成立するまでには、何段階かのチェックが行われるから、決して「誰かの」言語感覚に左右されるというシステムではないはずだが、「せしめる」という案が出てきた場合には、早い段階で修正されることの方が多いのではないだろうか。

- 10)例えば、「電子広告に関する規則」(2005(平成17)年)では、(定義)第二条「この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」として、「電子広告・広告期間・広告の中断・追加広告・電磁的記録・サーバ・プロバイダ」等24語を定義している。

- 11)学生の意見を聴き、共に協議するもので、直接的に大学の意志決定や執行に関わるものではないため、( )で示した。

- 12)これらの規定原案を作成した学長(このこと自体が本学の組織上の問題を露呈するが)と、充分審議の上規定案として決定した学部長会のメンバーははっきり認識しているだろうが、メンバーが替わった場合に継承されない可能性がある。

- 13)大学は、教授会規定に「委員会」という章があり、「教授会に、次の委員会を設ける。」(何のために設けるのかは書かれていない。)として15の常置委員会が列記されていた。その規定を受けて、各委員会規定があるという形。

短大は、「委員会規程」の中で「教授会は、議題の性質上必要と認められる場合常置委員会を設

置することができる。」と規定し、それを受けて各委員会規定があるという形。